

第4回国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和2年2月25日(火)

開催場所 国立市役所 第4会議室

出席委員 被保険者代表委員 坂本 新

山岡 修

滝原 清孝

坂井 澄子

保険医又は保険薬剤師代表委員

浅倉 禮治

北澤 栄次

滝沢 政仁

公益代表委員

木村 陽子

小林 治

高橋 衣代

佐伯 豊昌

被用者保険等保険者代表委員

岡本 和司

山田 猛

事務局 吉田健康増進課長
毛利収納課長
岩澤健康増進課長補佐
吉田国民健康保険係主査

木村会長

本日はお忙しい中、令和元年度第4回国立市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから会議を開会させていただきます。

初めに、課長が発言を求めておられますので、お願いいたします。

健康増進課長

本日、大川健康福祉部長並びに橋本健康づくり担当課長におきましては、コロナウイルスの対策本部が設置されておりまして、その対応から大変申しわけございませんが本日は欠席をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

木村会長

皆様どうぞご了承願います。

只今、今井委員から欠席のご連絡がありましたので、ご了承願います。

木村会長

それでは、「会議録署名委員の指名」に移らせていただきます。今回の会議の署名委員に坂本委員と滝沢委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めまして、坂本委員と滝沢委員に今回の会議録署名委員をお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

本日の議題は、「国立市国保財政健全化計画書(案)について」ほか4件及び「その他」となっております。毎回のお願いでございますが、会議録作成のための録音にご協力いただきますと共に、ご発言につきましては、挙手の上、委員を指名後にご発言をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは初めに、「国立市国保財政健全化計画書(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

健康増進課長補佐

課長補佐の岩澤でございます。ご説明をさせていただきます。

まず、その前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず1枚目、会議の次第ですね。それと資料1、2枚ホチキス止めものです。資料2、同じく横A4の資料3枚ですね。ホチキス止めのものでございます。それと3-1、補正予算2号案の概要ということで、これも2枚もので、ホチキス止めもの。そして、資料3-2、こちら本日、机上配付させていただいた右上に赤丸のしてあるものと替えていただけたらと思っております。そして3-3、補正予算書の様式でございます。そして資料4、第3号補正の概要。そして資料5-1、令和2年度の当初予算の概要。そして資料5-2、当初予算の令和元年度の予算見込みとの比較ですね。そして5-3、令和2年度の当初予算の予算書の様式。そして、本日、机上配付させていただきました。先ほど課長からもありました健全化計画書(案)の基礎資料、手持ち資料というものでございます。よろしいでしょうか、特段。

済みません。座らせていただきます。

それでは、資料1に基づきまして、国立市国保財政健全化計画書(案)につきまして、ご説明申し上げます。1ページ目を御覧ください。御覧のように法律が制定されまして、平成30年、2018年から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指すこととなりました。

そして、このことによりまして、区市町村におきまして、赤字解消の目標を定めた上で、医療費適正化、健康づくりなどの事業、適正な保険税率等の設定など赤字解消・削減に向けた計画を定め、実行することとされました。

2番ですね。現在、国立市が提出している計画書におきましては、具体的数値目標を記載せず、課

税限度額改定の検討及び医療費適正化事業等による医療費削減への取組強化と記載した定性的な計画書を提出してございます。

2 ページ目を御覧ください。今年度、令和元年度中に計画書を提出すべき根拠ということで、国は令和2年、2020年度までに数字を記入した計画書を100%にするという目標を掲げ、東京都から計画書に数値等を記載していない区市町村に対しまして提出の依頼が来ております。

この計画書に具体的数値が記載されていない場合は、都道府県区市町村に交付されている保険者努力支援制度について減算されることとなりました。

以上のことを受けまして、平成30年、2018年度に策定いたしました国立市の定性的な記載となっている計画書について、令和2年度、2020年度からは具体的数値等を記載した計画書を策定して、提出するというものでございます。

4 といたしまして、計画書（案）の考え方でございます。第1次計画期間が令和2（2020）年度から令和7（2025）年度の6年間。そして、期間となる間の保険税減少見込額と納付金減少見込額の差額から削減予定額を算出しました。これはあくまでも推計値ということでありますので、より現実的に考えまして、6年間の削減予定合計額から、今後予定されております健康保険法等の改正による被保険者数の減少及び団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することを踏まえまして、令和4（2022）年度移行に解消額を多く見込むことといたしました。定期的な税率改定によるものではなく、医療費適正化事業などによる医療費削減への取組強化、収納率の維持によるさらなる補助金の確保。そして法施行に合わせていく課税限度額改正によるものを第一前提といたしまして、解消が見込めなかった場合に税率等の見直しを行うものといたしました。

計画書は、計画期間中であっても変更が可能とされておりますので、制度改正や市の財政状況等を踏まえた上、必要に応じて柔軟に対応していくものといたしました。

以上で、ご説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康増進課長

補足をさせていただきます。

3 ページ目に計画書がございます。これが東京都に提出する書式となっております。

令和2年度、2020年度におきましては、当初予算で既に繰入額が上回っているため、解消が見込めないの、ここはゼロとさせていただいております。

先程、説明させていただきましたとおり、健康保険法等の改正による社会保険の適用拡大。現在501名以上の事業所が対象となっておりますが、令和4年10月から予定ですけれども、100名以上の事業所。その2年後には50名以上の事業所ということで、適用が拡大される予定となっております。したがって、解消額につきましては、令和5年度から7年度にかけて、解消見込額を多く持ってきたという計画書となっております。

補足につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

木村会長

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手にてお願いいたします。

小林委員

まず3番の上から6行目のところで、国立市の定性的な記載となっている計画書とさっきご説明あったと思うのですが、定性的という意味があまり使い慣れないものですか。

健康増進課長

定性的に対して、今回が定数的、定量的という表現で国が言っております。数字を入れたのが定量的、定数的です。定性的と言うのは、こういう形で取り組んでいきますよという数値を入れないものを定性的ということで国のほうが示していることになります。数値を入れてない計画書です。

小林委員

入れてなかったのですね。今回は入れましたということですね。

健康増進課長

以前に運営協議会委員の皆様には、定性的なものを出させていただいて、ご説明をさせていただいた経過がございます。以上でございます。

小林委員

それでは、これから質問なのですが、東京都のほうの計画案が100%の目標がないところは減額というか。市のほうは今回これを策定することによって、100%の計画になったのかどうか1つと、それからあと1つ、目標が高ければ、それは100%になかなか満たない。目標は低く、ハードルを低くすれば、100%クリアできるとかいろいろあると思うのですが、その辺の勘案というか、さじ加減といいますか、その辺はどんな形でこれを作られたのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

健康増進課長

まず、この100%の数値の捉え方なのですが、こちらについてはあくまでも数値を入れた計画書を出す市町村が100%ということの捉え方で国は言っております。なので、解消を100%ではなくて、あくまでも数値を入れた計画書が出されるのが全国100%、皆さん出していますよという話となっています。

実際にこの補助金につきましては、まずそれが第一前提。都道府県単位でもこれを公表することによって東京都に補助金が入って、国立市でもその支払う納付金が減ってくるという仕組みになっています。

では、市のほうはというと、まず数値を入れた計画書を作るのが第一前提。国は6年間で解消しなさいというのが入ってきますけど、うちは6年間では計画を立てておりません。被保険者に負担がかかります。なので、そこで本来は30ポイントが満点なのですが、6年以上の計画なので、15ポイントに下がってきます。解消できて15ポイント。目標数値を解消できないと、マイナス15ポイントということになっております。ちなみに令和元年度で、国立は定性的な計画ですので、マイナス30ポイント。急に去年の夏出てきたもので、そこには間に合わずに、金額にすると大体150万ぐ

らい減算されているという仕組みとなっております。

小林委員

ありがとうございました。わかりました。

木村会長

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等がありましたら。

坂本委員

実際この案の目的としては赤字削減と解消ということが1番の目的になっているのですね。そうすると、今まで実施してきた予防事業やジェネリック等々という、今までの踏襲したことを、同じことをするということが大前提になっているという目標、目的でしょうか。

健康増進課長

医療費適正化につきましても、いろいろな形で何種類かあるのですが、見直しをかけて、より現実的というか、解消できるものをということで、令和2年度も組み直しをしております。ただ現状、三師会さんにご協力をいただいておりますけれども、そういった取組をしつつ、見直しをかけて何が効果的かという検証をしていくということで取り組み強化っていう形になっています。

坂本委員

実はこの国保に入る前は、国家公務員共済組合に入っていたのですが、共済組合のほうはかなりジェネリックを使うようにと、周知がかなり徹底されている部分もありました。今回、私はこちらの健康保険に入った段階で、逆に温度差があるように感じて、それはなぜかという、保険証自体、共済組合証自体にもうジェネリックを使うようにとか、もうかなり重点を置いてジェネリックを使うようにという指示的な文言が入っています。でも、この文章的にはあくまでも差額の通知という形でしか捉えてないので、その辺はかなり強く言っていこうということは今後検討されるのでしょうか。

健康増進課長

今年4回ほどですか、差額通知ということで、ジェネリックをお使いでない被保険者の方にご案内をさせていただいております。ただ、そのジェネリックにもいろいろな議論がございまして、100%いいかどうかという、そうでもない部分もありますので、あくまでも被保険者の方とお医者さんで相談していただいて、ジェネリックでいいかどうかというところでお話をさせていただいてというところで、あまりその共済みたいな強制力といいますか、そういったことはしていないのが現状です。ただ、医療費の削減、自己負担も減りますので、そちらをご使用になる場合には、お医者さんと相談していただきたいというのが、私ども国民健康保険の、国立市の主旨でございます。

山岡委員

読ませていただいて、わかりやすい計画書だと思っています。今、説明を聞いたら、都は何かあるとすぐに懲罰的な、カットするとか。よくないと思います。実際は、市が全部仕事をしているわけですから。もう少し自主性とか尊敬をしてほしいと思います。

それと、この計画自体は、私が見ていて被保険者の代表という立場から見たら、一番簡単なのが料率アップすればもう解消、削減できますが、そこをなるべく後にして、いろいろなことで歳出を押さえながら健全化を図るとのことなので、私としてはすごくいい計画書なのかなと理解しております。賛成と言ったらおかしいですけども、いいなと思っています。

それと、ごめんなさい。例えばこの数字で都から甘いとか怒られることはあるのですか。

健康増進課長

それでは、2点ほど、お答えさせていただきます。

今山岡委員おっしゃったとおり、東京都というよりも国になります。東京都は比較的私たちに寄り添って頑張ってくれています。ただ、10億近いお金が東京都に入らない可能性があったので、実際はもう数値を入れてない市町村はわずかです。なので、何とか策定してください。そうすると、補助金が確保でき収める納付金が下がりますというのがあったので、これはあくまで国ということになります。

それともう1点、実は、提出してからだめよと言われても非常に困るし、議会報告をこれからいたします。その上で事前に東京都とやり取りをさせていただいて、積算資料も示しつつ、本来は東京都としても料率改定して早く解消を目指してしてほしいというのがあるのですが、市町村の状況もありますから、うちが出した数値で根拠資料もできているのであれば、これはこれで了とするっていうお話をいただいています。

木村会長

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

浅倉委員

今、ジェネリックのお話が出たのですが、新しく、なお高額な薬がどんどん出てきていますよね。その補填、健康保険ですね。導入の基準と言うのですか、是非と言うのですか。それがどうなのかわりと疑問な点がありまして、例えば胃がんが治るのではなくて、生存期間がちょっと延びる。そのお金と言いましてもないところには、何とも言えないのですけれども、それに対してそんな高いお金を保険財政に、むしろ赤字を改正しておくということで、そういうところに導入してくること自体がどうなのだろうと、それはやっぱり各自治体が保険者からもうちょっと何とか考えてほしいというようにそういう要望を出してほしいなと思います。やっぱり保険財政ということを考えると、その辺も改めて考えていただかないといけない問題ではないかなと思います。

木村会長

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にございませんか。

健康増進課長

この計画書につきましては、先ほどご説明の中でさせていただきましたが、3月の福祉保健委員会で議会に報告をさせていただきます。したがって、あとは議会からご意見が何か出るか。そこで調整をした上で、3月末までに東京都へ提出するという流れとなりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

木村会長

他に内容であれば、「国立市国保財政健全化計画書（案）について」を終わります。

続きまして、「国民健康保険税課税限度額（介護納付金分）の引き上げ及び均等割額軽減対象所得基準の引き上げについて」、事務局より説明をお願いします。

健康増進課長補佐

それでは、国民健康保険税課税限度額及び均等割額軽減対象所得基準の改正案につきまして、資料2に基づきまして、ご説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。改正の概要でございます。昨年の12月に閣議決定された税制改革大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額（医療給付分・介護納付金分）の引き上げ及び均等割額軽減対象所得基準の引き上げが令和2年4月1日から施行される予定となりました。

改正の内容でございますが、医療給付分が61万円を63万円に、2万円の増額。後期高齢者支援分は19万円で、これは改正なしでございます。介護納付金分16万円を17万円に、1万円増。

2 ページ目を御覧ください。均等割額軽減対象所得基準の改正でございます。これは課税されている均等割額を、所得の基準により5割、2割を軽減する基準額の改正でございます。

内容は5割軽減に該当されるところを算出するに当たり、28万円であったものを28万5,000円。2割軽減分、51万円であったものを52万円にするものでございます。

4 といたしまして、市の対応でございますが、昨年の12月の第4回定例会におきまして、医療給付分の課税限度額を58万円から61万円に増額させていただきました。今回の改正予定である金額を全額行くと、合計で6万円の増額となるため、高所得者とはいえ、過重な負担を強いることとなることから、今回は介護納付金分の課税限度額16万円から17万円の1万円増額の改正及び均等割額軽減対象所得基準、こちらは市民にとって有利になるということで、この改正を行うことといたしました。

課税限度額到達の所得基準等につきましては、4ページ以降でございますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

木村会長

ありがとうございます。

健康増進課長

済みません。補足をさせていただきます。従来から本協議会より課税限度額は法施行に合わせて早く実施できるようにというご答申をいただいております。ここで、また法改正が起きるという予定になって、毎年3月末に国の法律が公布されてまいります。それに合わせると、専決処分、議会に付すことができませんので、今回はその限度額の引き上げ分と毎年専決処分をしていました低所得者の均等割軽減対象額の拡大。これを今回はこの定例会で公布見込みということでセットにして議会のほうに提案をさせていただいて、ご答申をいただいている課税限度額の改定を施行に近づけるようにということで、段階的に今回は提案をさせていただくこととしました。

したがって、医療給付分の今回2万円増となった部分については据え置いて、次回のときにまた加算をさせていただいて、段階的に法施行に合わせさせていただくということで、今回議会のほうも事前にお話をさせていただいて、ご理解いただいているという状況でございます。

少しですが、ご答申いただいた形に近づけるようにさせていただいたということとなります。

以上でございます。

木村会長

説明が終わりました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。

滝原委員

年間で6万円の増額ということなのですが、他市と比べて、国立市は増額というよりも限度額自体にどの程度の格差があるのか。私が聞いた範囲ですと、八王子市とかいうのは、国立と比べると圧倒的に多いみたいなのですね。その辺をどう国立市としてはお考えになっていくのか。

健康増進課長

限度額につきましては、法律でロックをされています。例えば今回医療給付分が63万円に上がっています。ただ、法律上の捉え方では63万円を超えないで、その範囲内ということなので、63万円にしてくる市町村がございます。国立は今回61万円に上げていますけれども、その63万と61万の乖離があるだけで、例えば他市が80万とか、70万、そういうことは一切ありません。法律で63万円以内とするということになっていきますので、それ以上を超える自治体というのは、23区、全国含めてございません、これは法律でロックされていますので、いかにそこまで国立市が近づけられるかということで、今、ご答申をいただいている内容で取り組ませていただいているということです。

滝原委員

そうすると、逆に63万円以上、国のからの話がない限り上げられないということですか。

健康増進課長

おっしゃるとおりでございます。法律でロックされている。制限されているということでございます。

木村会長

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようですので、「国民健康保険税課税限度額（介護納付金分）の引き上げ及び均等割額軽減対象所得基準の引き上げについて」を終わります。

続きまして、「令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について」、事務局より説明をお願いいたします。

健康増進課長補佐

令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、資料3-2に基づきまして説明させていただきます。

まず1番ですね。補正予算額ですけれども、歳入歳出予算に5,497万3,000円の増額補正となります。したがって、予算総額は74億2,444万8,000円から、74億7,942万1,000円とするものでございます。

第2に、ポイントについてでございます。最初は歳入で、こちらは都もしくは国の交付決定額に基づきます補助金の返還の補正。そして、収入見込みによる国保税の減額補正となっております。また、歳入元といたしまして、前年度繰越金を全額計上し、その他一般会計繰入金で調整を行ったものとなります。

その下、歳出につきましては、返納金の確定による国と支出金の返納金の計上。そして、決算見込みによる増額及び不用額の減額となっております。

まず歳出からで、①歳出で、総務費でございますが、こちらは決算見込みによる不用額の減額、合計で207万9,000円を減額しております。臨時職員賃金、それと国民健康保険運営協議会委員報酬、こちらは回数の減によるもので、当初8回を見込んでおりましたが、そこまではいかなかったということでございます。それとシステム改修委託料の契約差金による減額となります。

3番、保健事業費につきましては、こちらと同じく決算見込みによる不用額の減額。内容といたしましては、臨時職員賃金と特定健診委託料、特定健診等負担金、そして通信運搬費など合計963万5,000円を減額してございます。

4番の国・都支出金の返納金につきましては、平成30年度の実績の確定によりまして、各種負担金・交付金の返納金・還付金などで6,458万7,000円を増額してございます。

左側歳入の主な内容でございます。①の国民健康保険税につきましては、一般医療分の決算見込みから2,165万4,000円を減額してございます。

②の災害臨時特例給付補助金から⑤保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請、国及び東京都からの確定通知に伴いまして、財源補正を行ったものでございます。

⑦その他一般会計繰入金につきましては、歳出の財源調整から1,548万1,000円を減額してございます。

そして、⑧前年度繰越金につきましては、ここで全額、前年度繰り越したものを計上し、調整を図るものとなっております。

最後に9の延滞金でございますが、こちらは決算見込みにより200万8,000円を減額しております。

簡単ではございますが、ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。

岡本委員

今の説明の中で、歳出のところで、特定健診の関係の金額が大分少なくなっているわけですが、実績のほうも大分特定健診も少なくなっているのですが、これは対象者が減った関係で少なくなったということなのでしょうか。

健康増進課長

お答えします。済みません。橋本課長が本日欠席で、細かいところまでお答えできるかご迷惑をおかけいたしますが、特定健診の当初予算を組んだときに、基本的に前年度、前々年度の実績を基に算出しております。その中で、先生方ご存じかもしれませんが、詳細な健診ということで、心電図とか眼底検査につきまして、令和元年度の実施ということで見込みを立てさせていただいているのですが、そちら実績がなかったもので、少し多めにとっていたという事実がございます。契約をさせていただいて、支払いが不足するというのを危惧いたしまして、少し多めにとっているという実績がございました。ただ、そこまで被保険者数の減少と実際に受診というところで、これは先生方の判断による実施という部分が、どうしても私どもで見込めない部分がありましたので、全員が全員受けられるというものでもないで、そこら辺で乖離が生じたというところで差が出ている状況でございます。

岡本委員

今の関係で併せて、今の状況はある程度理解するのですが、先ほどの健全化計画の中の赤字解消のための具体的な取組内容という中にも、特定健康診査等の受診率向上等による保険者努力支援のさらなる確保ということで、今後特定健診の受診率を上げていかないといけないわけですが、それに対しての具体的な取組というのは、今、こういうふうな受診率が若干下がってきているわけですが、それに対する何か考えというのはございますでしょうか。

健康増進課長

おっしゃるとおり、受診率というのは非常に今、悩んでいる状況でございますけれども、医師会の先生方にご協力いただいて、あらゆる取組を今、健康づくり担当課長、保健センターのほうで、医師会さんと協議をさせていただいているという話を聞いております。例えば、健診の場であったりとか、あと、がん検診をセットにさせていただいて、ここ2年近くたつということもありますので、ちょっ

と令和元年度がどういう結果として受診率になるか分からないのですが、実際に東京都の補助金の項目の見直しが、令和2年度からなされます。特定健診もしくは糖尿病等生活習慣病予防ということで、ここに項目の変更があるので、何千万かの単位で国立は多くもらえる方向性が示されました。さらに受診率が上がってくると多くもらえるという状況もありますし、第1には被保険者の健康を願ってというところで、極力受診していただきたいということで、さらなる取組強化、受診率向上の予算をさせていただいております。また、次の会議のときに、その辺お聞きいただければ、橋本課長のほうから細かい話をさせていただけるとおもいますが、現状としてそのような状況でございます。

岡本委員

今のお話である程度は理解しましたが、具体的に、ではどのような形の取組をするのかというのを、次回お聞かせいただければと。

健康増進課長

先ほど健診の場ということで、例えばでは他市の医療機関で受けられるかどうか。今、国立は人間ドック制度がありますので、そこで受けたデータをいただいたりというのはありますけど、そういったこととか、あと集団をどうするのかとか、そういったところで、医師会さんと詰めさせていただいているという話も聞いておりますので、その辺結果が出れば、また委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

山岡委員

ちょっと、話がずれてしまうかもしれないですけど、最近気になっているのは週刊誌で、健康診断は不要とか、医者にかかるなどか、ネガティブ・キャンペーンがいっぱいあって、多分合っている部分はあると思うのですが、間違えている部分もあるのかなと思うのです。例えば、健康診断なんて必要ないとはっきりうたっているものもあって、こういう事は結構浸透するのかもしれないし、ああいうものに対してちゃんと市としても訴えていかなければいけないのかなというところと、私が心配なのは、ここで特定健診に1億円近くの予算を組みますよね。そうすると、お金だけ見たら、1億円を使うのだから、1億円以上の効果を出さないと意味がないと思うのです。業界紙のという部分があります。そういうところの検証とか、なかなか難しいのでしょうけれども、特定健診をこれだけやったから、医療費との相関関係とか、そういうのがわかりやすい何かデータとかあるのですか。

健康増進課長

特定健診に関しましては、現状病気にもかからずに健康でいらっしゃる方というのを数値で効果を出すのは、予測データみたいのは出せるかとは思いますが、そこら辺の数値の捉え方というのが、糖尿病重症化予防みたいな形で数値が伸びなかったから、次のステージとの差が幾らですよ。ジェネリックみたいに、明らかに数字が出ているものとは違うので、非常に出しにくいのかなとは感じております。

山岡委員

ありがとうございました。

木村会長

ほかにご質問とか、ご意見ございましょうか。

坂井委員はいかがですか。

坂井委員

内容については特に異議ありません。計画書も本当にいい案を作成されていると思います。

木村会長

ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問等ないようですので、「令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について」を終わります。

続きまして、「令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」、事務局より説明をお願いいたします。

健康増進課長補佐

それでは、資料4を御覧ください。資料4によりまして、補正第3号についてご説明申し上げます。

こちらは昨年同様、急遽国や都の折り合いがついての補正予算ということでございます。

まず、歳入のほうですけれども、こちらは職員給与の勤勉手当の支給月数の改正に伴いまして、増額補正をさせていただきます。補正額は20万円で、この歳入元は一般会計繰入金法定内繰入金として、一般会計から繰り入れる金額が補正額となります。

職員手当等及び共済費、歳出につきましては、それぞれにつきまして20万円を補正させていただくこととなります。こちらは、先ほど言いましたように急遽追加議案で議会へ提出する予定となったものでございます。

説明は以上でございます。

木村会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。

健康増進課長

参考までに、こちらの金額は9人分で、この金額ということになっております。支給率の改定に伴う改正でございます。

木村会長

特に皆さんよろしいようでございますので、「令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」を終わります。

続きまして、「令和2年度国立市国民健康保険特別会計当初予算案について」、事務局より説明をお願いいたします。健康増進課長補佐、お願いいたします。

健康増進課長補佐

それでは、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算についてご説明させていただきます。資料の5-1を御覧ください。こちら資料5-1に基づきまして概要を説明させていただきます。

それでは、1ページ目、表面ですね。歳入のほうからさせていただきます。

款1、国民健康保険税ですが、対前年度と比較しまして、3,619万円の減、2.45%減で、当初予算額は14億3,861万8,000円を計上させていただきました。こちら主な増減は、右側にご覧いただけますように、被保険者数の減を見込むことによる減額となっております。

続きまして、款4、都支出金につきましては、対前年比1億2,451万7,000円、2.52%減の48億1,788万円を計上いたしております。主な増減内容のところを御覧いただきますと、普通交付金、こちらは保険給付費に対して東京都から全額補填されるもので、歳出と連動したもので、1億3,740万7,000円を減額してございます。

款6、繰入金につきましては、対前年度比で6,191万2,000円、6.26%増の10億5,127万1,000円を計上しております。うち法定内につきましては、695万円、1.86%減の3億6,730万1,000円を計上させていただいております。法定外につきましては、昨年度と比較いたしまして、11.2%、6,886万2,000円増の6億8,397万円を計上してございます。後ほどご説明いたしますが、歳出の納付金がやはり上がった部分が大きな要因となっております。

そして最後に合計、一番下、前年度と比較いたしまして、1億118万2,000円、1.36%減で、総額では73億1,988万9,000円を当初予算額として計上いたしました。

続きまして、裏面、2ページ、歳出についてでございます。

款1、総務費につきましては、398万9,000円、率にして3.77%減の1億177万7,000円を計上させていただいております。主な理由といたしましては、隔年実施の被保険者証一斉更新関連経費、768万9,000円の減額、嘱託職員、臨時職員が会計年度任用職員へ制度の移行となったものが、主な内容となっております。

続きまして、款2、保険給付費につきましては、1億3,515万6,000円、2.82%減の46億5,755万4,000円を計上いたしました。こちらにつきましては、一般といたしまして、療養給付費と高額療養費、こちらを増額。前年と比較して、増額をさせていただいております。

款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、3,853万3,000円、1.61%増の24億2,809万4,000円を計上いたしております。主な増減内容でございますが、一般医療分につきましては、1,674万9,000円、一般後期分につきましては、444万6,000円、介護分につきましては、1,849万7,000円、それぞれ増額となって、合計で3,853万3,000円増額になったことによります。東京都に確認しましたところ、被保険者数の減少が都平均より少なかったことが大きな要因になっているとのことでございます。

以上が当初予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

木村会長

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願ひいたします。

滝原委員

1 番目の総務費の会計年度、嘱託の報酬職員が職員報酬に切り替えたというのは、これは何の根拠で。

健康増進課長

もともと法律が変わって、雇用に関する基の法律が変わりまして、これまで嘱託職員として定額でお支払いをしていたのですが、少しですけども、一時金が支給できるようになったりということで、雇用形態の変更から法律改正を受けまして、これ全区市町村、全国ですね。こういった形で、会計年度任用職員ということで、そちらの報酬に切り替えになっているという状況でございます。

坂井委員

一時金というのは、例えばボーナスが出るとか、そういう感じですか。

健康増進課長

そうですね。本当に金額としては少ないんですけど、そういった形で少し雇用を安定化させるということで、制度が変わったということになります。国立市単独ではございません。

滝原委員

何かピンとこないんですけど、法律で決められているというと何も言えなくなってしまうので。

健康増進課長

差額で90万ぐらいですかね、今、計算すると、嘱託員報酬、臨時職員だった形が、その会計年度職員に変わることによって、実際には90万ほど増額になっているということで、丸々800万が増えているわけではございません。

山岡委員

現状の非正規職員の待遇をよくしたということですか。

健康増進課長

おっしゃるとおりでございます。

山岡委員

それと数字の整合性なのですけども、5-1で、今、いただいた国民健康保険税の前年度見込み、注記のところに11月末時点決算見込額14億7,100万とあるのですね。それで、5-2のほうの最終見込額は14億5,300万と数字が違うので、これは時点が違うというだけですか。

健康増進課長

当初予算が5-1で、5-2については、最終補正を行った後の金額になります。5-1が令和元

年度当初予算額になります。

山岡委員

そうではなく、増減云々のところに、11月末時点決算見込額14億7,100万円と書いてあるのですよ。それで、もう1個の5-2のほうでは、これも最終予算見込額、見込額ですね。14億5,300万と数字違うものだから、単なる時点が違うだけなのかどうか。

健康増進課長

これは、ですから最終的にこうなるという予測となります。

山岡委員

決算見込みを見ながら。

健康増進課長

はい、そうです。

山岡委員

わかりました。

岡本委員

5-2ですが、歳入の6の繰入金のうち法定外というのが、令和2年度予算のほうで相当増えているわけですよね。その結果、2年度の、先ほどの計画書のほうでは、減額することは難しいわけですから、ゼロとなっているのですが、これだけ令和2年度の部分で増えているにもかかわらず、3年度以降、本当に減額が、それは市のほうの決意だと思いますけど、本当に可能なのか伺います。

健康増進課長

まず、この令和2年度予算におきましては、先ほどちょっと触れさせていただきました納付金を算定するに当たって、東京都から被保険者数の平均被保険者数を出しています。国立市も平成29、30年度というのは、社会保険適用拡大で落ちたのですが、31年度、令和元年度になって、それがほとんど浸透しきったせいとか、他市に比べて、被保険者数の減少率が非常に少なかったです。東京都平均が約3.3%減に対して、国立市は0.5%なのですね。という、社会保険への移行がある程度し切ってきているのかなという分析がされております。しかし億単位で納付金が減っている市町村もありました。どことはちょっと申し上げませんが、それは外国人の雇用が多くて、外国人の社会保険適用がここで一気に収束にされていくということで、物すごく被保険者数が減っている自治体もありますので、そういったことを今度は都道府県単位化、広域化になってくると、それが減る率が低いほど納付金が上がってしまうという現象がございます。

それで、令和2年度は致し方なくそのような状況になっていると。令和3年度以降については、令和2年度の決算に対して、令和3年度の決算は赤字解消ができていくかということなので、マックスの数字を令和2年度に予算額で組ませていただいています。

なので、解消できる見込みもあるのではないかと。今回が最高の伸び率。東京都23区も含めて、恐

らく納付金が上がったのが、4か5自治体だけなのです。その中で国立市が上がっている。その上がる額も被保険者数に対して額が大きかったという非常にマイナス減少が起きてしまいましたので、そういうことからすると、今回マックスではないかと。

岡本委員

反対に言うと、そうすると、3年度以降は減少してくると。

健康増進課長

それはちょっとまだ何も言えないですが、後期高齢者への移行人数も把握していますので、それは確定数で捉えているのですけれども、社会保険にどれだけ移行されていくのかという部分が、非常にキーポイントになるのかなと。

木村会長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

岡本委員

直接この内容とは関係ないのですが、災害臨時特例補助金がございますよね。今年度も20万円ほどたしか交付されていらっしゃると思うのですが、国立市にまだ災害の減免か何か、一部負担金の減免されている方はいらっしゃるのですか。

健康増進課長

おっしゃるとおり、1世帯1名の方が東日本大震災の原発の関係で避難されて来て、その方の一部負担金と保険税ですね。こちらについて減免したものの、4分の3が国から補助されますので、その分の歳入を確保しているものになります。

木村会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、「令和2年度国立市国民健康保険特別会計当初予算案について」を終わります。

最後に、その他に入ります。事務局から何かございますか。

健康増進課長

本日もご出席いただきまして、ありがとうございます。

次回の日程につきましては、今回、本来ですと5月に先ほどの保険税の軽減の専決処分をさせていただくので、会議を開催させていただいて報告をするのですけれども、今回これを議案として出ささせていただいて、議決をいただければ、特に案件は今のところございません。

したがって、今後、会長とまたご相談をして、何か議題が発生する場合、この計画書も含めてですけれども、その場合にはまた会長と日程調整をして、召集をかけさせていただくということで、次回の日程はまだ確定していない状況になります。

また、保健センターの特定健診関係ですね。こちらについて、また動きがあれば、ご意見をいただく場として、ここを活用させていただきたいと思っておりますので、そのときは召集をかけさせていただきたいと思っておりますので、その節は何とぞよろしくお願いいたします。

また計画のほうにつきましては、変更する場合等々について事象が発生した場合にはすぐ、まずは本協議会委員さんにご意見いただくということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

会長

ほかに何かございますでしょうか。

山岡委員

よろしいですか。例のコロナの問題が、どんなふうにも市が対応されていてとか、テレビを見てみると、国はもうめっちゃめっちゃで、東京都はその辺頑張っていますけど。保健所もう板挟みで右往左往しているとか。もう現場の先生は本当に苦労していると。

国立市は今、コロナへの対応というのはどういう組織を作って、どういう対応をして、それから保健所はちゃんと機能しているのかとか、その辺ちょっと教えていただければ、可能な範囲で。

健康増進課長

私の知る範囲になってしまうのですが、国立市も含めまして、各市対策本部を、うちで言うと健康福祉部長、保健センターが核となって部長級、もしくは保健師は当然入っていますけれども、それで対策本部ということで、まずイベントの中止からその他もろもろ、注意喚起を促している状況となっています。

今、今日もまさにその対策についてブラッシュアップしていっている状況なので、ちょっと私のほうでは詳細を把握しきれていない状況です。現状お答えできるのはそのような形で、まず市のこれ以上感染者を増やさないためにイベントを、不特定多数の人と接触しないようにという対策を練っている状況でして、それをまた今後何か方策が出れば、市民の方に周知をしていくような形になっていくかと思われま。

ですので、ちょっと申しわけございません。そこら辺ぐらまでで私のほうも把握はできてないです。

山岡委員

保健所がかなり、テレビ報道だけでも、朝から晩まで見ているのだけど、かなり大変だということで。要するに市として全体で保健所をちゃんとどう指導する、あるいは応援するとか、そういう体制でやらないと、保健所だけに任せておいたら、もうパンクしてしまうのではないですか。逆にかわいそうだし、そういうことはやっぱり動きとしてあるのですか。市全体で取り組まなければいけない問題だと思っているのです。

健康増進課長

その辺、横の連携というところまで、多分自分の市のところで、さっき言ったイベントの関係ですか、そういうのでやっているのがまず第1段階で、今、ここが整っている状況だと思いますので、これから横の連携とか、保健所を含めてしていくのではないかと思うのですけれども、私のところまでまだ情報が、済みません、詳細までは入ってきてない。申しわけございません。

山岡委員

ぜひ、しっかりと対応してほしいという思いです。

坂井委員

よろしいですか。こうやって今回もとてもいい計画書が出て、国立はよくやっていると本当に感じたのですけれども、一方でやっぱりどうしてもここで言うておきたいのは、国の行政の長であるそれを支える方々の周りの目に余る行状というか、それがやっぱりいろいろなところで騒がれているし、私利私欲に基づいているそのことを見るにつけ、公正、平等、やっぱり中立でなければならない行政が、かなり歪められているのではないかとやっぱり感じる人が多いのですよね。これは行政に対する信頼が損なわれているのではないかなど。それはすなわち税に対する信用が損なわれている。これは大きなことだと思います。税に対する負担というのは、やっぱり真面目に正直に生きて社会を支えている市民、多くの市民が報われないのではないかと、税金を納めている市民が報われないのではないかと。真面目に納めている人たちが、やっぱり不信を抱くようなことがないようにしてほしいなと思います。行政や政治に携わる人は崇光であるべきだし、プライドに基づいて真面目にやってほしいなと感じます。国立はちゃんとやっているし、東京都はそれに寄り添ってくれているという先ほどのポイントのことも聞いてよかったと思うのですけれども、そういう上の方々がもうちょっと考えてほしいと、ちょっと違うところだけ感じました。

木村会長

ありがとうございます。

健康増進課長

非常に心強く思います。この計画を実は市長、副市長からの指導をいただきでき上がったものです。何十パターンも実は作りました。一番負担がかからない、万が一解消できない場合はという形での税率改定の見直しですので、他市は税率改定を2年に1回で、それで解消していると。それが一番実現的かもしれませんが、まだ制度が始まって2か年たつところですので、先ほど言った保険者努力支援の補助金もまだ安定してないのですね。どちらかと言うと、ヘルスアップ計画みたいな形にお金を投入し始めていますので、そちらもまた保健センターのほうと協議を進めて、もらえる補助金はもらって、健診とかに充てていきたいとは思っています。そうすると、赤字もその後は減ってきますので、そういったところを第一前提にという計画となっております。

坂井委員

よろしくをお願いします。

木村会長

よろしくお願いします。ほかに。

健康増進課長

済みません。本を今日置かせていただきました。お持ち帰りいただいて、お時間あるとき、分かりやすい本となって、山岡委員からも推奨ただいて、確認させていただきましたので、よろしくお願いできればと思います。私からは以上です。

木村会長

それでは、これもちまして、令和元年度第4回国立市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

——了——